

【参考資料】

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

成立日 平成24年9月7日 施行日 平成25年3月1日

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(平成25年3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めなければならない。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。	—

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日

公布日 平成24年9月14日

施行日 平成25年3月1日

1. 目的

母子家庭の母が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること
- ・就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと 等

父子家庭の父が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること 等

母子家庭の母及び
父子家庭の父の就
業の支援に関する
特別の措置

母子家庭
父子家庭
の 福 祉

2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

<国>

母子及び父子並びに寡婦福祉法の 基本方針

- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<都道府県等>

母子及び父子並びに寡婦福祉法の 自立促進計画

- ・基本方針に即し、職業の能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<国及び地方公共団体>

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっての留意事項

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
- ② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保
- ③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

<国及び独立行政法人等>

母子・父子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める



<地方独立行政法人>

設立団体の措置に準じて必要な措置を講ずるように努める

5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

3. 民間事業者に対する協力の要請

<国>

母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

「中間まとめ※」で指摘された現状と課題

具体的な対応

支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

I. 相談支援体制の構築

《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの充実

《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、親子交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

※1 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ(平成25年8月)

※2 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（※3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の見直しについて

母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正

1. 母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除（平成29年4月1日施行）

- 都道府県等における職員の任用については都道府県知事等において判断されるべきものであることから、母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨の規定を削除する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第3項）。

2. 母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加（公布日（平成28年6月3日）施行）

- 婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携について一層の強化を図るため、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する（母子及び父子並びに寡婦福祉法第3条の2第1項）。

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで**、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対 応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S S Wの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練等における託児サービス支援付き訓練コース等の設定
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」

愛称・ロゴマーク

困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、プロジェクトの愛称・ロゴマークを、以下のとおり定めた。

通称

親と子どもたち一人ひとりのための
「こどもの成長支援プロジェクト」

愛称

親と子どもたち一人ひとりのための
「すくすくサポート・プロジェクト」
(略称: **すくサポ**)

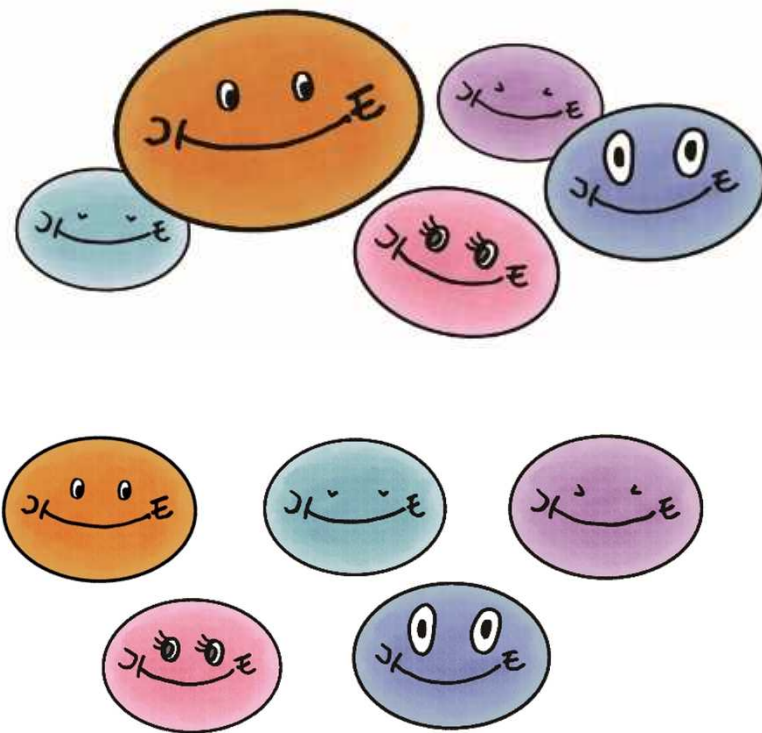
相談窓口名

親とこどもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援
「こどもすくすくスクエア」

相談員名

気づく 寄りそう つなげていく
「こどもすくすくサポーター」

ロゴマーク



※複数のマークのうち、1つのマークを単独で使うことも可能。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的 方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する **大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実

など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育保の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・ 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・ 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

Ⅲ 子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 **93.7%** (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 **4.1%** (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 **36.0%** (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 **97.8%** (令和4年5月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 **38.5%** (令和4年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) **81.7%** (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 **95.9%** (平成28年11月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 **58.5%** (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 **1.4%** (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 **48,594人** (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 **50.9%** (平成30年度)
 - ・中学校 **58.4%** (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 **67.6%** (平成30年度)
 - ・中学校 **89.0%** (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 **65.6%** (平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 **47.2%** (平成30年度)
 - ・中学校 **56.8%** (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学
 - ・短期大学
 - ・高等専門学校
 - ・専門学校

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 電気料金 **14.8%** ガス料金 **17.2%** 水道料金 **13.8%**
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 電気料金 **5.3%** ガス料金 **6.2%** 水道料金 **5.3%**
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 **34.9%**
(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 **39.7%**
(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 **16.9%**
(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 **20.9%**
(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 **8.9%**
 - いざというときのお金の援助 **25.9%**
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 **7.2%**
 - いざというときのお金の援助 **20.4%**

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 **13.9%** (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 **7.9%** (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 **50.8%** (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 **47.7%** (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 **42.9%** (平成28年度)
 - ・父子世帯 **20.8%** (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 **69.8%** (平成28年度)
 - ・父子世帯 **90.2%** (平成28年度)

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 **80.8%** (平成27年)
 - ・父子世帯 **88.1%** (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 **44.4%** (平成27年)
 - ・父子世帯 **69.4%** (平成27年)

Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・幼児教育・保育の無償化 ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援 ・高校中退の予防のための取組 ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供 ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援 ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・特別支援教育に関する支援の充実 ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減 ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等 ・地域学校協働活動における学習支援等 ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援 ・学生支援ネットワークの構築 ・夜間中学の設置促進・充実 ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援 ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援 ・生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・社会的養育が必要な子供への生活支援 ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援 ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援 ・家庭への復帰支援 ・退所等後の相談支援
- 支援体制の強化 ・児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・社会的養護の体制整備 ・市町村等の体制強化
 - ・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援 ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援 ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・職業と家庭の両立 ・学び直しの支援 ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ・就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

Ⅵ 施策の推進体制等

- 国における推進体制 ○地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価 ○大綱の見直し

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・**全ての**子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に 子どもや保護者等の意見を反映 させるための措置を講ずる
都道府県	・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

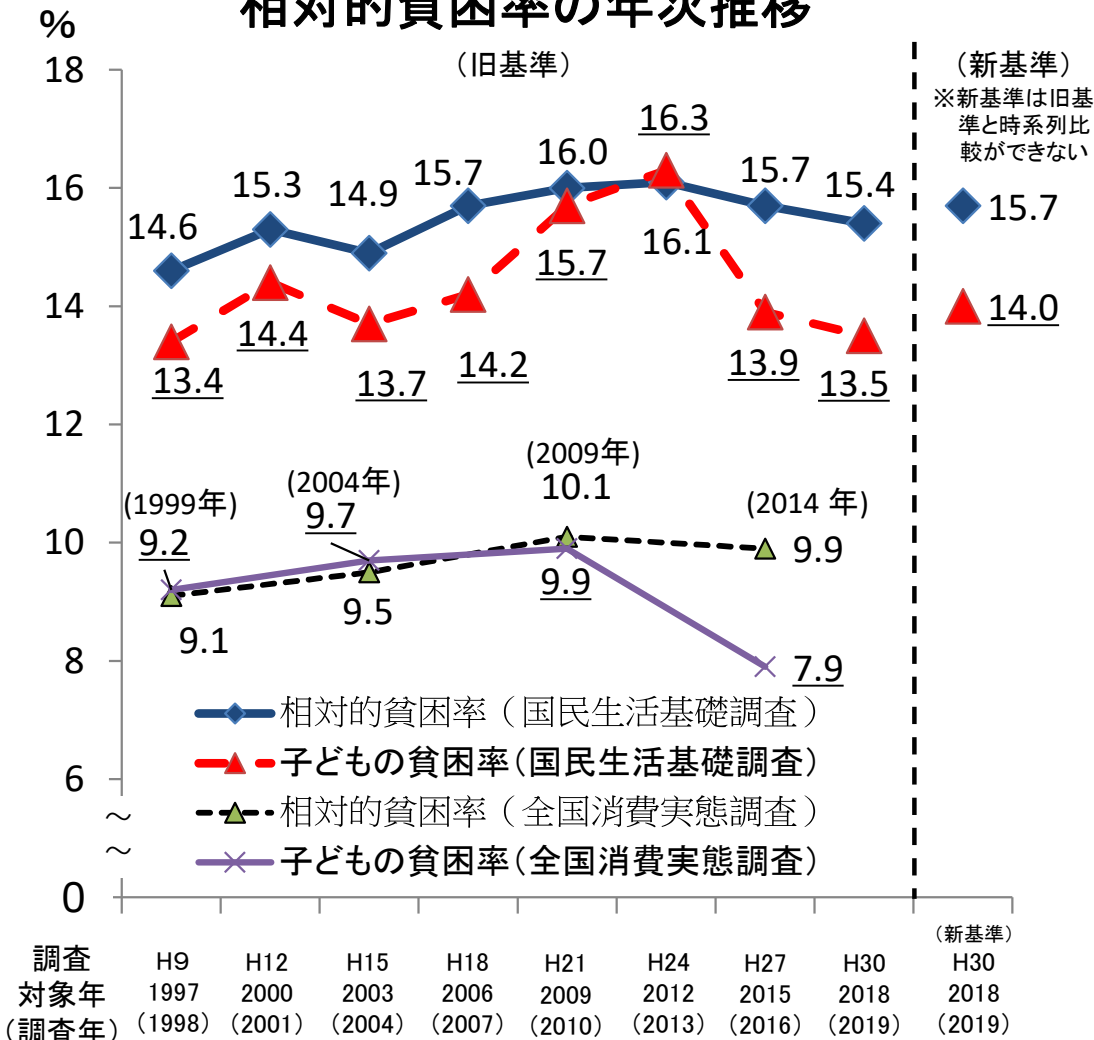
大綱に定める事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等	
教育の支援	生活の 安定に 資するための支援
保護者に対する職業 生活の 安定と向上に資す ための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

相対的貧困率の推移について

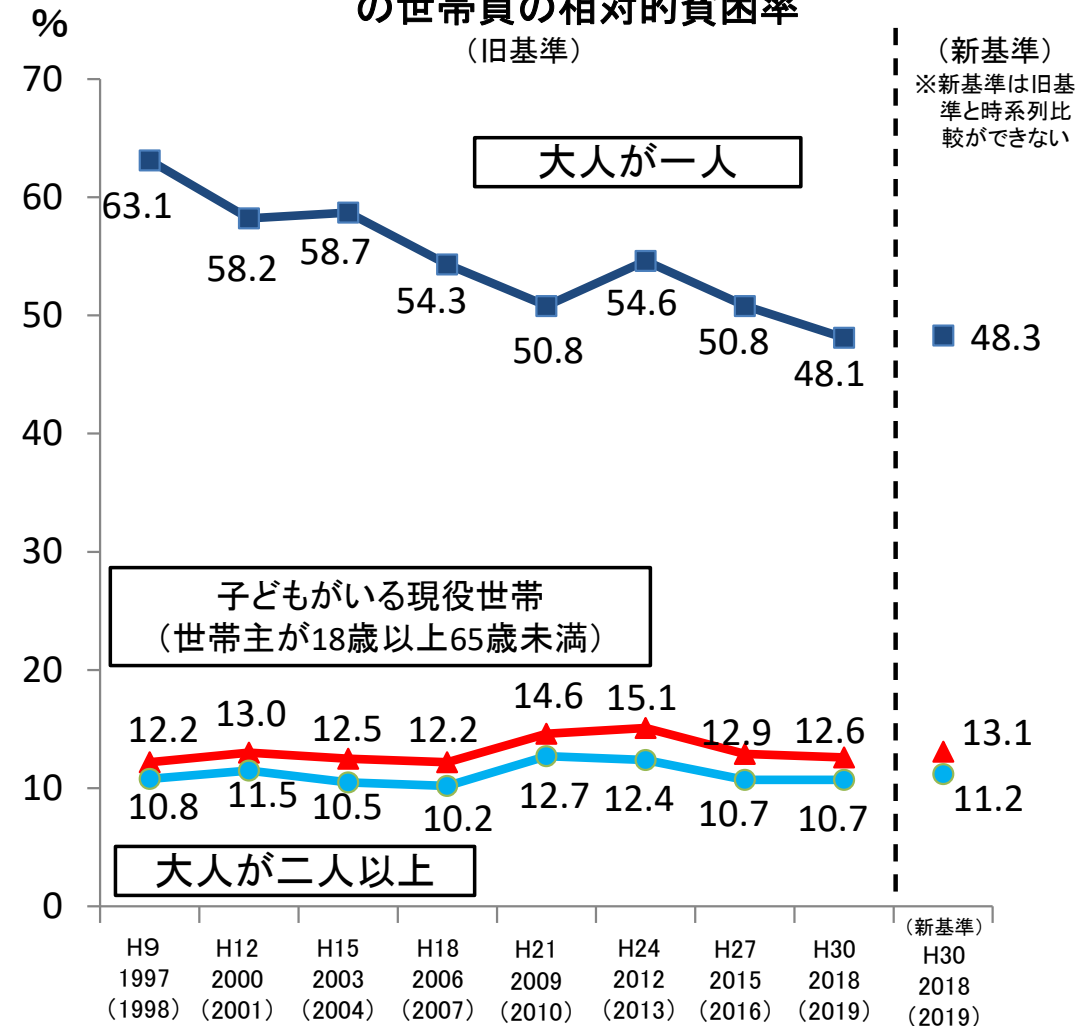
- 最新(2019年国民生活基礎調査)の相対的貧困率は、全体で15.7%、子どもで14.0%(新基準)
- 一方、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」で48.3%(新基準)

相対的貧困率の年次推移



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

※ 2018年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

貧困率の国際比較

- 日本の相対的貧困率(2018年)は、OECD38カ国(2018年ベース)中29位の水準。
- 日本の「子どもの貧困率」(2018年)は、OECD38カ国(2018年ベース)中26位の水準。

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の貧困率						人口1人あたりGDP (2018年)				
						計		大人が一人		大人が二人以上						
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	米ドル	日本=100	
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	3.5	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	116,335	275.3	
2	チェコ	6.1	2	デンマーク	4.9	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	84,824	200.7	
3	デンマーク	6.4	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	70,689	167.3	
4	フィンランド	6.5	4	スロベニア	5.9	4	アイスランド	4.5	4	イギリス	22.3	4	チェコ	70,253	166.2	
5	アイルランド	7.4	5	チェコ	6.4	5	スロベニア	5.1	5	ノルウェー	23.4	5	スロベニア	62,450	147.8	
6	スロベニア	7.5	6	ポーランド	7.4	6	チェコ	5.4	6	ハンガリー	23.5	6	スイス	57,825	136.8	
7	スロバキア	7.7	7	アイルランド	8.0	7	ノルウェー	6.7	7	ラトビア	23.7	7	アイルランド	57,479	136.0	
8	オランダ	7.8	8	ノルウェー	8.1	7	ポーランド	6.7	8	ポーランド	23.8	7	ノルウェー	57,208	135.4	
9	ベルギー	8.2	9	ハンガリー	8.6	9	アイルランド	7.0	9	フランス	24.1	9	スウェーデン	56,956	134.8	
10	ノルウェー	8.4	10	スウェーデン	8.8	10	スウェーデン	7.4	10	スロベニア	24.5	10	ドイツ	55,196	130.6	
11	フランス	8.5	11	ベルギー	9.2	11	ベルギー	8.0	11	スウェーデン	25.1	11	フランス	53,522	126.6	
12	ハンガリー	8.7	12	オーストリア	9.6	12	オーストリア	8.6	12	ギリシャ	26.8	12	オランダ	52,991	125.4	
12	スウェーデン	8.7	13	オランダ	9.9	13	ハンガリー	8.8	13	ドイツ	27.2	13	ポーランド	52,531	124.3	
14	オーストリア	9.4	14	エストニア	10.3	13	ラトビア	8.8	14	アイルランド	27.5	14	ドイツ	49,993	118.3	
15	ドイツ	9.8	15	ラトビア	10.5	15	オランダ	8.9	14	ポルトガル	27.5	15	ニュージーランド	49,573	117.3	
15	ポーランド	9.8	16	スイス	10.8	16	エストニア	9.4	16	チェコ	28.4	16	オーストリア	47,219	111.7	
17	ポルトガル	10.4	17	ドイツ	11.1	16	フランス	9.4	17	エストニア	29.1	16	エストニア	46,337	109.6	
18	スイス	10.5	18	カナダ	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	16	ラトビア	43,428	102.8	
19	ルクセンブルク	11.4	19	フランス	11.7	19	カナダ	10.3	18	オランダ	29.5	19	ハンガリー	43,044	101.8	
20	イギリス	11.7	20	ポルトガル	12.2	20	スロバキア	10.6	20	オーストリア	31.0	20	カナダ	42,334	100.2	
21	カナダ	11.8	21	韓国	12.3	21	ポルトガル	11.1	21	トルコ	31.2	21	オーストラリア	42,265	100.0	
22	ギリシャ	12.1	22	スロバキア	12.4	22	イギリス	11.2	22	イタリア	33.4	22	リトアニア	41,157	97.4	
23	オーストラリア	12.4	22	イギリス	12.4	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	イギリス	40,777	96.5	
24	ニュージーランド	13.7	24	オーストラリア	13.3	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	40,247	95.2	
25	イタリア	14.2	25	ギリシャ	13.9	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	スロバキア	39,008	92.3	
25	スペイン	14.2	26	日本	14.0	26	日本	13.1	26	ルクセンブルク	40.2	26	韓国	36,489	86.2	
27	トルコ	14.4	27	ニュージーランド	14.9	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	日本	36,377	86.1	
28	リトアニア	15.5	28	ルクセンブルク	16.0	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	34,929	82.6	
29	日本	15.7	29	リトアニア	16.5	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	31,909	75.5	
30	メキシコ	15.9	30	イタリア	18.0	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	31,662	74.9	
31	エストニア	16.3	31	メキシコ	19.2	31	イタリア	17.2	31	カナダ	43.0	31	メキシコ	31,374	74.2	
32	チリ	16.5	32	スペイン	19.3	32	スペイン	17.6	32	アメリカ	45.7	32	イタリア	30,892	73.1	
33	韓国	16.7	33	アメリカ	21.1	33	イスラエル	18.2	33	ニュージーランド	46.1	33	スペイン	29,618	70.1	
34	イスラエル	16.9	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	韓国	47.7	34	トルコ	28,281	66.9	
35	ラトビア	17.5	35	イスラエル	22.2	35	トルコ	18.4	35	日本	48.3	35	イスラエル	25,496	60.3	
36	アメリカ	18.1	36	トルコ	22.7	36	チリ	18.9	36	コスタリカ	49.6	36	トルコ	21,313	50.4	
37	コスタリカ	20.9	37	コスタリカ	28.4	37	コスタリカ	23.6	—	コロンビア	—	37	コスタリカ	20,561	48.6	
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	コロンビア	15,815	37.4	
OECD平均 11.7			OECD平均 12.8			OECD平均 11.0			OECD平均 31.8			OECD平均 9.2			OECD平均 46,009 108.9	

- (注1)「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」の出典はOECD "Income Distribution Database"。「子どもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database "Child poverty"。いずれも2023年3月23日閲覧。
- (注2)「相対的貧困率」、「子どもの貧困率」及び「子どもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2018年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。なお、当該改定前の所得定義に基づく数値は、相対的貧困率15.4%、子どもの貧困率13.5%、子どもがいる世帯の貧困率12.6%(うち大人が一人の世帯48.1%、大人が二人以上の世帯10.7%)。
- (注3)基本的に2018年の数値であるが、「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」のニュージーランドは2014年、チリ及びアイスランドは2017年、コロンビアは数値なし、「子どもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、コロンビアは数値なし。
- (注4)人口1人あたりGDPはOECD.statによる2018年の数値、購買力平価ベース。
- (注5)各項目のOECD平均は、37カ国(「子どもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36カ国、「人口1人あたりのGDPについては38カ国」)の単純平均。

※日本のデータについては、2018年からOECD新基準に切り替え

「相対的貧困率」・・所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

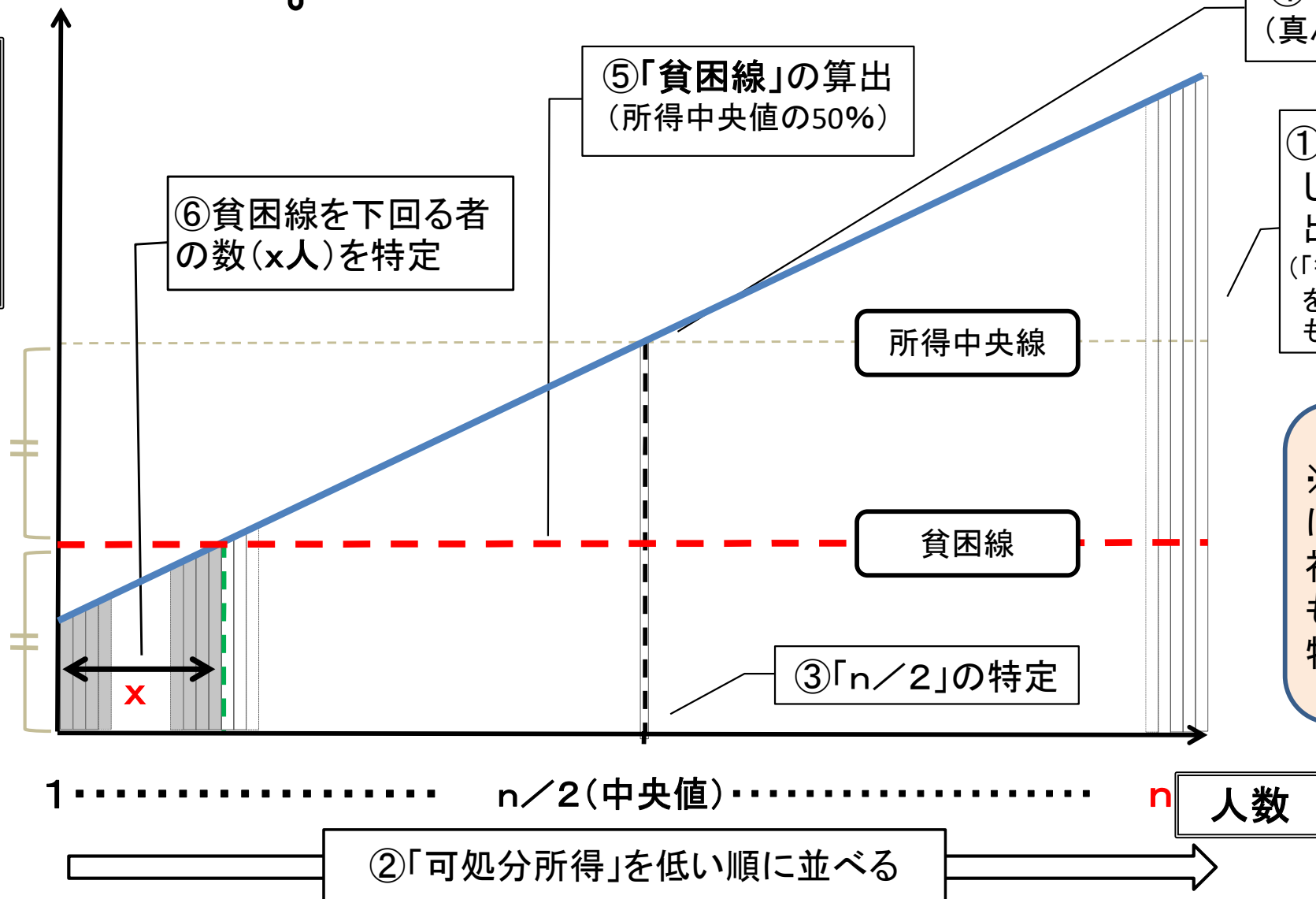
相對的貧困率 = $x \div n \times 100(\%)$

④「所得中央値」の算出
(真ん中の順位の人所得)

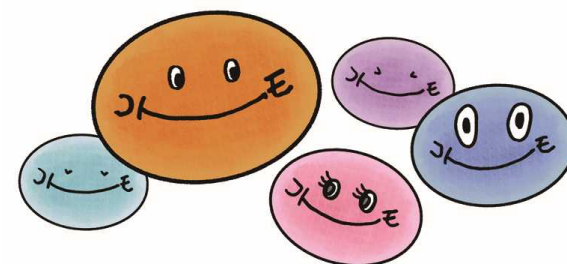
①世帯員数の差を調整した「可処分所得」を算出
(「等価可処分所得」(世帯所得を世帯員数の平方根で割ったもの))

※ 「可処分所得」とは、収入から直接税・社会保険料を除いたものであり、資産・現物給付を含まない。

可処分所得



- ・ **令和3年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施状況**
- ・ **各自治体における取組状況（令和3年度実績）**



母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）第4条に基づき、厚生労働省のホームページにて母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施状況並びに各自治体における取組状況を公表しています。

ホームページアドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192253_00011.html

母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金に係る非課税措置等の延長等

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1 大綱の概要

母子父子寡婦福祉法に基づく高等職業訓練促進給付金について、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き非課税措置、差押禁止措置を講ずる。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けにおける債務免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業における債務免除額（債務免除益）について、その事業内容の見直し後も引き続き非課税措置を講ずる。

2 制度の内容

- ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する**高等職業訓練促進給付金**の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置をいずれも延長することを予定している。
- この拡充分について**、母子父子寡婦福祉法施行令の改正を前提に、引き続き**非課税・差押禁止措置を講ずる**。
- 「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度**では、母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となる。
- 令和5年度予算を財源とする貸付を行った場合の**返済免除額（債務免除益）について**、引き続き**非課税措置を講ずる**。
（※）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる策定する自立支援のためのプログラム。
- 「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」制度**では、児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っており、家賃貸付、生活費貸付については5年間の就業継続、資格取得貸付については2年間の就業継続で返済免除となる。
- この返済免除額（債務免除益）について、その事業内容の見直し後も引き続き非課税措置を講ずる。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金貸付け）

4 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充〕

（3）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を課さないこととする。

（地方税）

〔延長・拡充〕

（2）個人住民税について、所得税における〔延長・拡充等〕（2）から（4）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

高等職業訓練促進給付金

5 その他

（国 税）

（15）母子及び父子並びに寡婦福祉法の高等職業訓練促進給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

① 所得税を課さない。

② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

（地方税）

〈個人住民税〉

（6）個人住民税について、所得税における（3）及び（14）から（20）までの見直しに伴い、所要の措置を講ずる。